

地域全体で障害者差別をなくすために

連載

民児協における効果的な運営・充実した活動に向けた組織機能の強化をめざす！

information

・民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における

・全民児連の対応等について

・厚生労働省からのお知らせ

・全民児連から広報ツールに関するお知らせ

・令和6年春の勲章・褒章受章者のご紹介

全民児連からのお知らせ

・国際福祉機器展の案内



地域全体で障害者差別をなくすために

令和6年4月1日に施行された改正差別解消法では、事業者や行政機関等に対して、「合理的配慮」の提供が義務化されています。民生委員・児童委員には「合理的配慮」の提供義務はありませんが、差別解消法がめざす社会の実現に参加していくことは重要です。本特集では、早稲田大学の岩崎香教授から「合理的配慮の義務化から考える民生委員活動」について解説いただくとともに、法がめざす「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会」の実現に取り組む民児協を紹介します。

〔解説〕

合理的配慮の義務化から考える民生委員活動

早稲田大学 人間科学学術院人間科学部 教授 岩崎 香

1. 障害者権利条約と障害者差別解消法

—合理的配慮の義務化—

2006（平成8）年に国連で採択された障害者権利条約により、「合理的配慮」という言葉が登場しました。権利条約には、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。日本においては、2004（平成16）年の障害者基本法の改正において、障害者に対する差別の禁止が基本的理

念として示され、基本原則として、第4条

第1項に、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、第2項に、「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとなるいよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とが規定されました。

そして、2013（平成25）年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由と

する差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的として障害者差別解消法が成立しました。障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くための必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを示した対応要領と対応指針が国の行政機関、地方公共団体や事業分野ごとに示されたのです。

障害者差別解消法は2016（平成28）年に施行され、公的機関等と労働分野においては、障害者を対象とする差別の禁止及び、合理的配慮の提供は義務とされ、障害者雇用促進法も改正されました。当時、民間事業者については、私的自治の観点から合理的配慮の提供は努力義務とし、法的義務とするか否かは、法施行後の状況をふまえて検討することとされました。そして、2021（令和3）年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が2024（令和6）年4月1日より義務化されたのです。

2. 合理的配慮の提供

障害者差別解消法の制定により、合理的配慮という言葉が知られるようになったわけですが、今回の改正により民間事業者（会社や店舗、民間団体、個人事業主など）の事業を行う人びと、非営利法人なども含む）にも合理的配慮の提供が義務付けられることにより、改めて注目を集めています。

各自治体では、以前から地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行なうネットワークを組織することが重要といふことで、障害者差別解消支援地域協議会の設置が進められてきました。その委員として、多くの民生委員・児童委員（以下、民生委員）が参画しています。

では、実際に合理的配慮の提供とはどういふことなのかと言いますと、個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があつた場合に必要な合理的な配慮を講じることとされています。その際に、障害のある人との「建設的な対話」が重要で、合理的配慮を求める障害者と合理的配慮の提供を求められている行政や民間事業者等が対話によつて対立を乗り越えていくことがめざされているのです。

3. 民生委員活動と合理的配慮

しかし、実際に合理的配慮を提供すると、いつも「何をどう提供すればいいのかわからない」という声が多く聞かれます。その原因のひとつは、障害とひとことでいつても非常に多様であるということです。合理的配慮の提供や不提供について事例集などがWeb上で公表されています。民生委員については合理的配慮の提供義務は課せられた。このを紹介させていただきます。ひとつは「民生委員が、訪問先で高齢の聴覚障害の方の意思を尊重せずに、色々なことをどんどん先に進めてしまう」という事例でした。こうしたことは民生委員にかかわらず、支援する人と障害当事者の方との間で、意思の疎通がなかなかうまくいかないことがあります。その際に、障害のある人との「建設的な対話」が重要で、合理的配慮を求める障害者と合理的配慮の提供を求められている行政や民間事業者等が対話によつて対立を乗り越えていくことがめざされているのです。

せん。一人ひとりへのかかわりの積み重ねによって、その人の立場に立つた支援が実現していくことになるのだと思います。

もうひとつは、民生委員がかかわった好例として、地域で生活している精神障害者に対して近隣住民が不安を訴えてきた際に、住民の家を訪ねて、障害理解を促したというものもありました。残念ですが、まだ地域のなかには、障害者への差別意識や偏見を持つている人がいます。障害者と近隣住民の間に立つて、橋渡し的な役割を民生委員が果たしてくれたわけですが、民生委員には、障害者やその家族等からの相談に応じる体制の一翼を担うとともに、関係機関と連携して障害者差別の解消に向けて積極的に関与することが期待されています。

障害のある人たちの問題は、子どもや高齢者の問題と比較するとかかわる頻度は少ないかもしれませんのが、地域で発見したこと、相談されたことなどについて協議会などを通じて、民生委員の声として積極的にあげてもらうことが大切だと思います。その前提として、障害のある人たちへの理解をより深めていただき、共生社会の実現をめざしたネットワークを拡げていただければと思います。

障がいのある方との「距離」を近づける民児協の取り組み

和歌山県 和歌山市小倉地区民生委員・児童委員協議会

会長 高倉 理行

1.

はじめに

和歌山市の最東部に位置する小倉地区は、人口7925人、世帯数は3742世帯です（令和6年8月1日現在）。

同地区では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）12人（うち、主任児童委員2人）が活動しています。

私自身は、平成25年の一斉改選時に年齢要件により12人中8人の民生委員が辞めることになった際、連合自治会から相談があり、みんなが安心できる地域をつくっていきたいと考え、障害者支援施設小倉園の施設長をしながら民生委員の活動を始め、現在にいたります。

2. かかじづくりと民生委員の協力

田園地帯である小倉地区は過疎化が進んでおり、地域を活性化するためにできることがないか考えていた時、田んぼの稻を見て幼少期の記憶を思い出し、地区に馴染みが深い「かかし」をそのきっかけにするアイディアが浮かびました。障がいのある方

もない方も、子どもから高齢者が「かかし」をつくって作品を持ち寄る「かかしコンテスト」を、所属する社会福祉法人の協力を得ながら、平成27年から開催して本年度で第10回目を迎えます。保育所、小・中学校、高校、障害者支援施設、高齢者施設、自治会、個人から毎年100体以上の応募があります。

「かかしコンテスト」は、2日間かけて開催し、1日目は作品の展示、2日目に投票を行い、金賞、銀賞、銅賞を決めています。投票は、特別審査員（校長などの団体の長、議員、行政職員20人）と一般審査員（来場者200～300人）が行います。



かかしコンテストの様子



かかじづくりの様子

コンテスト後は、和歌山市役所のロビーに受賞した作品12体が約1か月間展示され、多くの方に作品をみてもらう機会が設けられています。

「かかしコンテスト」に参加するため、ある小学校では授業のなかでかかじづくりに取り組んでいるところもあります。私が施設長を務める小倉園では、障がいのある利用者が日中活動の時間を利用して、月5日程度かかしづくりを行っています。

小倉地区的民生委員は、利用者のかかじづくりを手伝ったり、施設が地域に開放しているレクリエーションルームを使用して個人応募用のかかしを作っています。利用者と民生委員が、同じ目的に向かって活動していくなかで、障がいのある方との距離が近くなり、身近な存在になってきていると感じています。

障がい児がいる家庭や障がい者の自宅を訪問する時、どのように接すればよいか悩む民生委員は多いと聞きます。その解決策として、民児協が障がいのある方とかかわる機会を定期的につくつたり、すでに地区で開催されている場に継続して参加するという実践を行うことが有効であると考えます。

3. 地域のなかで民児協にできること

小倉園では、防災訓練を実施する時、近隣の地域住民や地区の民生委員に参加してもらっています。民生委員にとつては、障害者支援施設や利用者のことを知る重要な機会になります。利用者にとつても、地域住民との交流機会になり、知つている人と災害時に助け合えるという安心感を持つことができます。

その他、園のクリスマス会に民生委員がサンタクロースになつてプレゼントを持つて行つたり、さまざまな機会で障害者支援施設の活動に民児協として協力しています。

地区全体での取り組みとしては、3つの障害者支援施設、連合自治会、市社協、老人クラブなどが毎月集まる「小倉スマイル交流会」に参画しています。交流会には近

隣の県立和歌山高校の吹奏楽部が出席して演奏を披露したり、お菓子を食べながら会話を楽しんだり、地域の問題を一緒に話したりと交流を図る機会を作つていまます。お互いのことを知ることで幅広い年代の方の距離が近くなっています。



スマイル交流会

4. 日々の活動で私たちにできること

民生委員の活動をしていると、高齢分野や児童分野の情報はよく出でますが、障がい分野の情報は少ないと感じています。障がい分野の情報がもつとあつていいし、地域で生活する障がいのある方のことをもつと知つてほしいと考えています。

障がいのことをわからぬので不安を感じる方もあります。その場合には、民児協がそういつた不安を解消していく活動を行なっていくことが重要です。

継続的に障がいのある方とかかわるなかで、障がいへの理解が進めば、同じ障がいでも一人ひとりの個性に応じた対応ができるようになります。

小倉地区民児協では、誰もが住み慣れた小倉で暮らし続けたいと思ってもらえるよう、地区内での交流の継続、活性化に努めています。

談を受けた時には、自分の身内にかかわるよう接すればいいと伝えていました。

例えば、障がいのある方が熱を出して病院を受診して、38℃を超えたらこの薬を飲ませてくださいと言われたとします。その

場に民生委員がいたら自分は障がいのこと詳しくないから先生の言うとおりにしようと考えるかもれしません。同じ状況で、受診したのが自分の子どもだった場合、38℃と言われたけど苦しそうにしてる、本当にそれでいいのかと思うかもしれません。その違いは、相手との「距離」だと考えます。民生委員には、この「距離」を近づけて活動を行つてもらいたいと考えます。

障がいのある方の視点で地域を見る ～視覚障害者用誘導ブロックの設置状況調査と意見具申～

川崎市 幸区御幸西第2地区民生委員児童委員協議会
会長 笠原 好美

1.はじめに

神奈川県川崎市は、多摩川をはさんで東京都の南側に隣接し、ほとんどが住宅地を占めています。住民は古くから居住している高齢者と高層マンションや戸建ての新築住宅に移り住んだ若い世帯とに大きく二分されます。幸区は、JR川崎駅の北側に位置しています。



1人)が活動しています。民児協では、児童福祉部会、高齢者福祉部会、障害者福祉部会の3つの部会を設けており、民生委員はいずれかに参加しています。

2.調査の実施経緯

12月3日の「国際障害者デー」にあわせて、日本では12月3日～9日を「障害者週間」としています。令和2年度に障害者福祉部会では、この週間にあわせて民児協として何か取り組みができるかと考えた際、全国に32万人いるといわれる視覚障がい者の外出を補助する「視覚障害者用誘導ブロック」に焦点をあてた取り組みを行うこととしました。

地区の住民がJR川崎駅に移動する場合、川崎市営バスを利用するか、JR南武線の鹿島田駅まで移動して電車に乗りります。バスは住民の生活に必要不可欠であるため、バス停の視覚障害者用誘導ブロックの設置状況を調べることから始めました。

私が会長を務める御幸西第2地区は、人口1万2840人、世帯数は5847世帯です（令和6年5月末現在）。

同地区では、民生委員・児童委員（以下、民生委員）20人（うち、主任児童委員

況を調べることから始めることにしました。具体的には、地区内で運行されている川崎市営バス「上平間営業所」～「御幸公園前」の上りと下り両方の停留所14か所の状況を令和3年3月16日に部会員全員で確認していました。

3.調査結果と民児協の取り組み

視覚障害者用誘導ブロックは、進行方向を示す「線状ブロック」と危険を示す「点状ブロック」の2種類があります。

調査の結果、上平間営業所、古市場2丁目、古市場交番前の上りと下りの6か所で、線状ブロック・点状ブロックが敷設されていないことがわかりました。また、天満天神社前の上りでは、点状ブロックの上に障がい物（ベンチ）が置かれていることがわかりました。

調査をふまえて民児協で今後の対応を協議した結果、3月29日に行政の担当部署である川崎市幸区道路公園センターへの意見具申を行うことにしました。

①上平間営業所

行政からは、営業所を管轄している中原区（幸区の隣の区）に敷設の要望を伝えた

との回答が翌日になりました。あわせて、視覚障害者用誘導ブロックの設置は努力義務のため実現できるかわからないと伝えられていきましたが、令和3年度に敷設が確認できました。

②古市場2丁目、古市場交番前

意見具申時に、行政からは固定式のバス停でないところ（何らかの理由でバス停が動いてしまう可能性がある）や、歩道の幅が狭いところは視覚障害者用誘導ブロックの設置は難しい場合があるとの回答があり



固定式でないバス停



プロック上に置かれたベンチ

ました。あわせて、バス停固定の提案を担当課にしてみるとの回答もあつたが、現時点で改善はみられていません。

③天満天神社前

意見具申時に、早急に対応するとの回答があり、ベンチの移動が行われました。

4. 日々の活動で私たちにできること

日々の活動のなかで、障がい者自身や家族が障がいに関することを公にするのを避けたがる傾向を感じており、民生委員であつても地域にどのような障がい者がいるのかを把握することが難しいと感じていました。

そこで私たちは、市の障害福祉施策の概要を幸区高齢・障害課から説明を受け、障がいがあつてもどのような支援があれば地域で生活できるのかといった障がいに対する考え方を学びました。そこから現状を掴むため誘導ブロックの敷設状況に焦点をあてて現地調査し、問題点や課題をまとめ行政に伝え、改善を求めるところにまで活動を広げることができました。

さらに、視覚障がいのある川崎市職員を講師に招いて研修を行い、障がいのある方

への接し方や視覚障がいのある方の求めていることは何か、どのように接すれば支援することにつながるのかについて具体的に学んだことで視野が大きく広がりました。

また、点字ブロックを学ぶうちに、視覚障がいのある方が周囲に助けを求めるサイン（白杖を頭の上まで掲げる）の存在を知りました。その意味を皆が知っていくことは、障がいのある方が安心して暮らせる社会づくりにつながるといえるのでは

ないでしょうか。

このように、問題があることを何となく感じているだけで終わらせらず、さまざまな視点から考えていくことが、障がい者が安心して暮らしていく地域づくりはもちろん、さまざまな課題解決に繋がっていくと考えます。

障がいのある方もない方も、お互いにひとごとだと思わず、助け合える社会・地域づくりをめざし、これからも日々努力を重ねていきます。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

民児協における効果的な運営・充実した活動に 向けた組織機能の強化をめざす！

民児協強化をめざすうえで多機関との連携協力は必要不可欠です。本号では、民生委員・児童委員活動のなかでとりわけ密接な関係機関である社会福祉協議会との連携に関する取り組み事例について紹介します。

社会福祉協議会と協力した福祉協力員による 民児協機能強化

栃木県宇都宮市細谷・上戸祭地区民生委員児童委員協議会 会長 菅原 博

1. 細谷・上戸祭地区の概要

細谷・上戸祭地域は栃木県宇都宮市の中央に位置しており、人口約17000人、世帯数約8000の地域です。民生委員数は22人（うち、2人が主任児童委員）であり、充足率は88%です（令和6年9月6日現在）。

3. 福祉協力員と民生委員活動

福祉協力員の主な役割は次のとおりです。
・受け持ち地域における福祉ニーズの把握と
福祉問題の早期発見（見守り・声かけ・訪
問活動）
・把握した福祉ニーズを関連機関につなぐ
・福祉サービスの情報等を必要な方に伝える
・近隣のボランティア協力者を発掘する。

〔報告〕

2. 福祉協力員制度の概要

宇都宮市社会福祉協議会（以下、市社協）は平成4（1992）年に同じ地域で暮らす

福祉協力員制度は、市内39の地区社会福祉協議会（以下、地区社協）で取り組まれています。

福祉協力員の選定については、地区の自治会のなかで候補者リストを作成し、地区社協を経由し、市社協に候補者を連絡しています。

- ・地域で実施している事業や行事への参加・協力を実行する

福祉協力員は民生委員のサポート役として位置づけられているわけではなく、民生委員活動に関すること以外のことでも、地域福祉協議会（以下、本民児協）における福祉協力員の方との連携としては、一例として、地域にお住まいの高齢者を対象にした「ふれあい食堂」や「サロン」の事業において、福祉協力員の方に食事の配膳や受付など運営のサポートを行つてもらいました。この事業は市社協で企画し、民児協、福祉協力員の3者が協力しながら実施したものとなります。

他の地区では、民生委員と福祉協力員がひとつつの班となり、互いに協力しながら見守り活動等を行つているところもあります。

近年、民生委員のなりて不足の解消が喫緊の課題となるなかで、福祉協力員によるサポートは民生委員活動の充実・強化につながっています。

4. 民生委員活動と地区社協との連携

私たちの地区では地区社協の副会長を民生委員が努めています、不定期で開催される地区社協の役員会や理事会等にも民生委員が参加していますので、地区社協とは密に情報交換ができます。また、本民児協では、民児協内で1名“社協担当”を配置していることが特徴です。社協担当者は、地区社協の役員会への参加をはじめ、可能な限り地区社協に足を運び、情報交換を行つています。知り得た地区社協の動向や行事などの協力依頼等は、毎月の定例会で全委員に情報共有を行なう、連携した取り組みに活かしています。社協担当がいることで、社協との顔の見える関係づくりが可能となっています。

また、民生委員から福祉協力員になつた方もいます。なかには、定年で委員活動を退任された、前単位民児協会長もいて、私も民児協運営等の相談に乗つてもらつており心強く思っています。先述のとおり、福祉協力員制度との連携は民生委員活動の充実・強化につながつてゐるといえます。この地区では、民児協と社協、福祉協力員、自治会の連携がうまくいっている地区と、いうところはあるかと思いますが、今後、どの組織も世代交代をしたとしても、これまで築いてきた関係性が続いていることを願っています。

5. 福祉協力員から民生委員へ

宇都宮市では福祉協力員から民生委員になつた方が現職の民生委員で112名います。私の所属する地区でも6名の方が福祉協力員から民生委員になっています。そのうちのひとりでもある森田委員は福祉協力員制度

ができて1期目の福祉協力員で、民生委員になつて19年活動されています。森田委員は民生委員への就任を打診された当時を振り返ると、戸惑いがありつつも、福祉協力員としての活動をとおして、民生委員と顔見知りの関係にあつたことでチャレンジしてみようと思えた。そして、今、仲間と一緒に楽しく活動できていると話しています。顔の見える関係があつてこそ今一緒に活動できているのだと思っています。

また、民生委員から福祉協力員になつた方もいます。なかには、定年で委員活動を退任された、前単位民児協会長もいて、私も民児協運営等の相談に乗つてもらつており心強く思っています。先述のとおり、福祉協力員制度との連携は民生委員活動の充実・強化につながつてゐるといえます。この地区では、民児協と社協、福祉協力員、自治会の連携がうまくいっている地区と、いうところはあるかと思いますが、今後、どの組織も世代交代をしたとしても、これまで築いてきた関係性が続いていることを願っています。

民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会における全民児連の対応等について

令和5年地方分権提案をうけて、厚生労働省が開催した「民生委員の選任要件に関する検討会」の動きについて全民児連の考え方とともに概要をご紹介・共有します。

1. 検討会の開催状況

民生委員は、公民権を得た3か月以上当該市町村に住んでいる者であることが、法律で規定されています。令和5年的地方分権提案では、地方自治体より民生委員・児童委員（以下、民生委員）のなりて確保が困難な現状をふまえ、この「居住要件」の緩和が提案されました。結果、令和5年12月の閣議決定において、「地方公共団体、関係団体等の意見も踏まえて検討し、令和6年度中に結論を得る」とされました。

これをうけ厚生労働省においては、令和6年6月28日から「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」が開催され、秋までに結論をとりまとめることとされ、同検討会の地方自治体の構成員からは、当該地域の実情に詳しい者であれば、居住者でなくとも推薦できるよう制度の見直しを求めた意見が出されています。

2. 全民児連の考え方

全民児連は、この要件緩和の提案について、次のような考え方から、反対の意見を表明しています。

住民に身近な相談相手として信頼されている民生委員は、同じ地域に暮らす住民として生活者視点をもつて活動する意義は大きいと考えます。また、民生委員は、住民として地域の課題や実情を知り、地域のサービス等の地域資源を把握し、多様な関係機関等の主体と協力して、自らの地域をつくっていく立場にあります。

地域福祉の増進に携わる民生委員活動において、自分たちの地域の未来に責任を持つ選任要件に関する検討会」が開催され、秋までに結論をとりまとめることとされ、同検討会の地方自治体の構成員からは、当該地域の実情に詳しい者であれば、居住者でなくとも推薦できるよう制度の見直しを求めた意見が出されています。

また、検討会において居住要件の緩和として提示された事例は地域性の違いが大きく、必ずしも一般的なものばかりではありません。もちろん、状況が切実になつている地域に目を向け、必要かつ可能なものから段階的に実行していく視点も大切です。

しかし、民生委員法第1条には、「社会奉仕の精神をもつて、常に住民の立場に立て相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める」と、民生委員の本分が示されています。民生委員は、社会福祉行政の協力機関としてだけでなく、社会全体に対する奉仕の精神をもつて活動する民間篤志家としての活動を行うことからも、この意味は大きく、それは地域に暮らす住民であればこそです。民生委員法に定められた居住要件を変えることは、こうした民生委員の拠つて立つ基盤を崩すことにつながりかねません。

全民児連としては、なりて確保に向けて新たな検討の場の設置を厚生労働省へ求めるとともに、引き続き全国の民児協に対し、なりて確保策の提案と周知を行っていきます。

【厚生労働省からのお知らせ】

年金生活者支援給付金について

年金生活者支援給付金（年金に上乗せして給付金を支給する制度）を受け取るための請求手続きに関するお知らせです。

年金生活者支援給付金とは

「年金生活者支援給付金」とは、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給される給付金のことです。

対象

対象となるのは「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受給されており、支給要件を満たしている方です。

請求手続き

給付金を受け取るには請求手続きが必要ですが、すでに9割以上の方が申請されています。

請求手続きはかんたんです。

対象となるのは「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」を受給されており、支給要件を満たしている方です。

請求手続きはかんたんです。

請求手続きはかんたんです。

請求手続きはかんたんです。



周知協力について

対象者の請求もれがないよう、毎年全国で政府広報が実施されますが、年金を受給されている対象者ご本人はもちろん、またそのご家族や民生委員など地域の皆さまからも周囲に給付金対象者の方で未申請のままになっている方がいないか、お声がけなど周知ご協力をよろしくお願ひいたします。

お問い合わせについて

また、ご自身が対象かどうか確認したい。請求で困りごとがある。など、相談したい事がある時は「給付金専用ダイヤル」0570-05-4092

または、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

給付金専用ダイヤル受付日時

月曜日・午前8時30分から午後7時まで
火曜日から金曜日・午前8時30分から午後5時15分まで
第2土曜日・午前9時30分から午後4時

すでに年金生活者支援給付金を受給している方は、新たな手続きは不要です。

降、「緑色の封筒」が届きます。
その封筒に入っているハガキに必要事項を記入し、切手を貼つて投函するだけで、給付金が支給されます。

まで

※第2土曜日を除く祝日と、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金生活者支援給付金（年金に上乗せして給付金を支給する制度）を受け取るための請求手続きに関するお知らせです。

年金生活者支援給付金（年金に上乗せして給付金を支給する制度）を受け取るための請求手続きに関するお知らせです。

年金生活者支援給付金（年金に上乗せして給付金を支給する制度）を受け取るための請求手続きに関するお知らせです。

年金生活者支援給付金（年金に上乗せして給付金を支給する制度）を受け取るための請求手続きに関するお知らせです。

なお近年、「年金生活者支援給付金」をかたる詐欺が増えています。日本年金機構や厚生労働省は電話で口座番号をお聞きしたり、手数料など金銭を求めるることはありますので、ご注意ください。

不審に感じましたら、日本年金機構や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

なお、支給要件等制度に関する詳細は厚生労働省の特設サイトをご覧ください。

特設サイトは、「年金給付金」というキーワードで検索ください。

全民児連から広報ツールに 関するお知らせ

■第93回全国民生委員児童委員大会 (宮崎)にて全民児連PRグッズの有 償頒布を実施!

標記大会の1日目（20日）式典会場であるシーガイアコンベンションセンター4階

受付前にて、全民児連PRグッズのピンバッジ＆バックチャームならびに、応援ピンバッジを有償頒布いたします。応援ピンバッジは会場限定として1個単位での有償頒布を行う予定です。通常販売とは違い大會会場でご購入の際は送料不要ですので、ぜひご利用ください。

本バッジは、民生委員活動とも関係のある赤い羽根、SDGsのシンボルと民生委員マークがコラボレーションしており、複数のバッジを付ける必要はありません。本バッジを



ピンバッジ&バックチャーム

本バッジは、民生委員活動とも関係のある赤い羽根、SDGsのシンボルと民生委員マークがコラボレーションしており、複数のバッジを付ける必要はありません。本バッジを

着用し、委員自らが広告塔となり活動いただけだと思います。

※民生委員マークの着用となるため、着用は現任職の民生委員に限ります

会場販売価格：1個 2000円

応援ピンバッジ

民生委員・児童委員活動を応援する関係者向けに「応援します！民生委員・児童委員」のキャッチコピーを入れ、民生委員活動の応援団を増やすことをめざした応援

バッジです。関係機関・団体や自治会長等、新年の挨拶等訪問した際手渡して、着用いただくこと

で、民生委員活動のPRにつなげましょう。



会場販売価格：1個 350円

■無料でダウンロード可能な広報ツール

次のパンフレット、チラシは全民児連ホームページから無料でダウンロードデータをご活用いただけます。なお、現物での頒布は行っていません。各児協にて印刷してご使用ください。

パンフレット「探してください！地域の身近な相談相手」

行政担当者や自治会長が、新任候補者への説明の際等に委員活動について正しい理解を促すことを目的に作成しました。本パンフレットを活用し、ともに委員活動を行う候補者探しについて

なげてください。

※前号No.232に
同封しました。



チラシ（児童委員、主任児童委員の活動紹介）

子ども健全育成に携わる関係機関等に児童委員、主任児童委員の活動を紹介すべく、チラシを2種作成しました。ピンク色が学校等教育機関向けであり、青色が行政機関等関係団体用となっています。児童委員、主任児童委員活動の推進には、関係者に活動の理解を得たうえで信頼関係を構築することが必要不可欠です。また、ピンク色のチラシには連携をするうえでの情報共有について触れていて、ぜひ本チラシを

使用し活動をご周知ください。

■新PRグッズのご案内

令和6年11月下旬に、民生委員・児童委員のなりて確保に向けて、委員活動の魅力を伝えるための新任候補者向けPRチラシ（A4両面刷り）を新たに販売いたします。

販売時期・価格については、追って都道府県・指定都市民児協へご連絡するとともに、全民児連ホームページにてご案内いたしますので、お楽しみにお待ちください。

■全民児連の広報展開について

全民児連ではこれまで、全国のJR駅への広報など全国段階での広報活動を行つてきました。民生委員・児童委員活動は「大変そう」などマイナスイメージをもたれがちです。そのため、ネガティブな声が多いことを受けて、令和6年度は民生委員のなりて確保に向け、やりがいや魅力を発信してイメージアップを図るための広報活動を実施します。

【広報活動の内容】

新聞折り込み（ビズスタ）×WEB配信×ラジオ

新聞の折り込み

ビズスタは、全国で発行されている新聞折り込みマガジンであり、今回、「ビズスタ×民生委員」として特別版を全国で約39万部の新聞折り込みとして単独発行する予定です。

折り込み実施新聞社（予定）

読売新聞・中国新聞・朝日新聞

北海道新聞・東奥日報・岩手日報・河北新報・秋田魁新報・山形新聞・福島民報

新潟日報・北日本新聞・北国新聞・福井新聞・山梨日日新聞・信濃毎日新聞・京都新聞

神戸新聞・毎日新聞・日本海新聞・山陰中央新報・山陽新聞・徳島新聞・四国新聞
高知新聞・西日本新聞・佐賀新聞・長崎新聞・熊本日日新聞・大分合同新聞・宮崎日日新聞・南日本新聞・沖縄タイムス

WEB配信

新聞折り込みの約39万部では手元に届かない世帯も発生するため、折り込みチラシデータを全民児連ホームページならびに、

ビズスタホームページに掲載しオンライン上で閲覧も可能になります。

なお、掲載データは無料でダウンロードし民児協の広報展開にご活用いただけます。

※印刷が必要な場合は各民児協にて印刷ください。

ラジオ（TOKYO FM）

現役民生委員がラジオ番組に出演し対談形式で民生委員を紹介します。放送地域が東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木など一部地域限定となるため、対談内容を記事にし、webニュースで広く配信します。

詳細については、都道府県・指定都市民児協事務局を通じてお知らせいたしますので、今しばらくお待ちください。

※新聞折り込み実施新聞社は各地域1社となります。例）東京・読売新聞
※地域によって折り込み実施先の新聞社ならびに折り込み部数が異なります。

令和6年

春の勲章・褒章受章者の紹介

春の勲章・褒章受章者（94名）

（令和6年4月20日付発令）

令和6年春の勲章・褒章において、現任の民生委員・児童委員（発令日当時）から、次の方がたが受章されました。おめでとうございます。

【功労概要（主たる功労の区分）..社会福祉功労】

勲章受章者

瑞宝双光章（2名）

● 池 永 和 子 さん（東京都） ● 榊 悟 常 さん（富山県）

瑞宝単光章（21名）

● 小 松 延 子 さん（福島県） ● 伊 藤 三 良 さん（栃木県） ● 佐 藤 富 美 子 さん（栃木県） ● 土 佐 隆 子 さん（埼玉県）

● 鈴 木 英 子 さん（東京都） ● 中 村 喜 美 子 さん（東京都） ● 木 下 操 さん（神奈川県） ● 宮 川 紀 代 美 さん（静岡県）

● 柴 田 豊 さん（愛知県） ● 服 部 照 友 さん（愛知県） ● 北 野 和 子 さん（大阪府） ● 中 尾 吉 之 さん（大阪府）

● 松 本 紀 和 子 さん（鳥取県） ● 横 山 洋 子 さん（島根県） ● 黒 田 唯 介 さん（長崎県） ● 周 東 ひ さ 子 さん（千葉市）

● 日 野 敬 子 さん（千葉市） ● 福 岡 美 代 子 さん（静岡市） ● 中 田 裕 康 さん（神戸市） ● 丸 尾 嘉 博 さん（岡山市）

褒章受章者

藍綬褒章（11名）

● 石 川 み ち 子 さん（埼玉県） ● 田 中 茂 和 さん（東京都） ● 濑 古 建 一 さん（滋賀県） ● 田 邊 多 美 子 さん（滋賀県）
● 明 松 博 美 さん（大阪府） ● 古 江 由 紀 枝 さん（広島県） ● 長 見 夏 江 さん（山口県） ● 池 田 喜 次 さん（福岡県）
● 山 下 健 藏 さん（鹿児島県） ● 松 浦 正 義 さん（横浜市） ● 小 島 と よ 子 さん（熊本市）

11
名

23
名

全民児連からのお知らせ

—クリエイティブな未来を拓く—

H.C.R.2024

51st International Home Care and
Rehabilitation Exhibition

第51回

国際福祉機器展&フォーラム

2024年 10月2日(水)~4日(金)

東京国際展示場「東京ビッグサイト」 10:00~17:00
(最終日:4日のみ16:00まで)



9月2日(月)
~
11月1日(金)

H.C.R. Web 2024

11か国2地域
海外50社を含む
404社・団体
が出展!

—特設サイトにて—

国際福祉機器展 (H.C.R.) とは?

H.C.R.は、ハンドメイドの自助具から最先端技術を活用した介護ロボット・福祉車両まで世界の福祉機器を一堂に集めたアジア最大規模の国際展示会です。

福祉関係者の関心の高い各種セミナーを同時開催!

人生100年時代を豊かに生きるフレイル予防

藤原 佳典 氏

(東京都健康長寿医療センター研究所副所長
東京都介護予防・フレイル予防推進センター長)

「合理的配慮」をより身近に

星川 安之 氏

(公益財団法人 共用品推進機構 専務理事兼事務局長)

認知症対策の国際動向 ~スウェーデンと日本の事例から~

アンナ・テニエ 氏

(スウェーデン高齢者・社会保険担当大臣)

栗田 主一 氏

(東京都健康長寿医療センター 認知症未来社会創造センター長)

塚田 典子 氏

(日本大学商学部 教授)

地域全体ですすめる生活困窮者支援

~八尾市版レスキュー事業の実践から~(仮称)

岡本 由美子 氏

(八尾市役所 健康福祉部 次長兼福祉事務所長)

石川 真規 氏

(八尾市社会福祉協議会 地域福祉課 課長)

荒井 恵一 氏

(社会福祉法人八尾隣保館 理事長)

山下 興一郎 氏

(社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 主任教授)



入場登録の
ご登録はこち
ら!
(登録・閲覧無料)



H.C.R.事務局 (一財)保健福祉広報協会 Tel: 03-3580-3052 受付時間 / 9:30~17:30(土日、祝日を除く)
Mail: info@hcrjapan.org <https://hcr.or.jp>

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.233

- ▶ 発行所 : 全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人 : 平井 庸元
- ▶ 発行日 : 令和6年9月17日

・本誌のタイトル「View (ビュー)」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。